

許可申請手続

- (1) 知事あてに農業委員会を經由して2部（正本1部，副本1部）提出する。
- (2) 許可申請から許可までの手順は，次の図のとおりである。

ア 知事許可のうち，以下のもの

- ・ 4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合
- ・ 4ヘクタールを超える農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため，これらの土地について法第3条第1項本文に掲げる権利を設定又は移転する場合

